

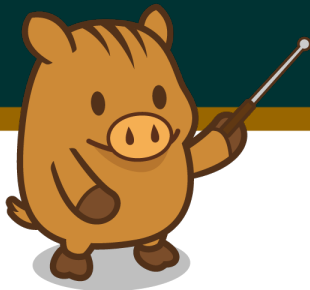
2026 年度

入学金・授業料減免申請のしおり

【高等教育の修学支援新制度】

高等教育の修学支援新制度は以下の2つの支援からなります。

- 給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- 授業料と入学金の免除または減額



（令和7年11月作成）

目次

I. 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免について		1
II. 支援対象者の要件		2
III. 申請者区分		3
IV. 入学金・前期分授業料減免に関する手続き		4
V. 後期分授業料減免に関する手続き		8
VI. 注意事項		10
VII. 問い合わせ先		12
VIII. 個人情報の取扱いについて		12



I. 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免について

『高等教育の修学支援新制度』（以下、『新制度』）は、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第八号）及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関に在籍する日本人等の学部生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象として、国の統一基準により令和2年度から実施された新たな経済的支援制度です。

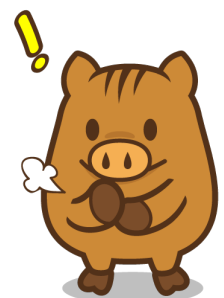
『新制度』の支援の内容としては、同制度の支援対象者の要件を満たし、申請に基づき認定された者に対して、独立行政法人日本学生支援機構が実施する返還を要しない給付型奨学金（以下「給付奨学金」）の給付と、入学金・授業料の減免の認定により入学金及び授業料の減免（以下「授業料等減免」）の両方の支援が行われます。また、両方の支援は共通の家計基準及び学力基準等の基準により、連動して実施されます。

『新制度』の支援の適用を受ける場合には、給付奨学金、授業料等減免の両方の申請を行う必要があり、給付奨学金を申請し、同奨学金に採用された者に対し、その決定された支援区分並びに受給期間に応じて、本学は、授業料等減免の申請者の授業料（入学金）の全部又は一部の納付額の減免を実施します。

授業料等減免額

支援区分	入学金減免額	授業料減免額	
		(年額)	(半期)
第Ⅰ区分	282,000 円	535,800 円	267,900 円
第Ⅱ区分	188,000 円	357,200 円	178,600 円
第Ⅲ区分	94,000 円	178,600 円	89,300 円
第Ⅰ区分（多子世帯） 第Ⅱ区分（多子世帯） 第Ⅲ区分（多子世帯） 第Ⅳ区分（多子世帯） 多子世帯	282,000 円	535,800 円	267,900 円

※ 多子世帯とは、扶養する子の数が3人以上である世帯。



Ⅱ. 支援対象者の要件

『新制度』の支援対象者の要件は、採用時の要件と、採用されている者の継続申請時の要件と、それぞれ要件が定められています。

なお、『新制度』による支援は、給付奨学金を申請し、同奨学金に採用され、受給する者に対して、授業料等減免を実施する仕組みのため、支援対象者の要件に関しては、本学ホームページの「日本学生支援機構給付奨学金」関連ページを確認してください。

※文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページにも、詳細な情報が掲載されていますので確認してください。

- 神戸大学ホームページ：「日本学生支援機構給付奨学金」

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>

- 文部科学省ホームページ：「高等教育の修学支援制度」

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

- 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ：「給付奨学金（返済不要）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

家計急変

予期できない事由で家計が急変した場合に、特例的に給付奨学金と授業料等減免を受け付ける制度があります。家計急変事由に該当し給付奨学生に採用された場合は、授業料等減免額は給付奨学金の採用区分に応じて、3か月毎に見直されます。

- ① 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ② 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ③ 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- ④ 震災、火災、風水害等に被災し、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- ⑤ 生計維持者の一方（又は両方）が失職・収入減少（※離婚、転職、再就職（解雇による再就職も）による収入減少は対象外）
- ⑥ 本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

詳細は、上記の本学ホームページ等を確認してください。

Ⅲ. 申請者区分

1. 給付奨学金の採用候補者に決定している新入生〔第Ⅳ区分（理工農）以外の採用候補者〕

- 高校で給付奨学金の予約採用が決定している者

※ 「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」選考結果・給付奨学金の欄に支援区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・多子世帯）が明記されている者に限る。

2. 編入前の大学等で給付奨学金を受給していた編入学生

- 編入前の大学等で給付奨学金を受給していた者

※ 編入学前の大学等を卒業又は修了してから、1年以内に本学に編入学した者に限る。

※ 編入学前の大学等で新制度による入学金減免を受けたことがある場合は、本学入学時における入学金減免を受けることはできません。

3. 在学採用申請予定者

- 新たに給付奨学金を申請する新入生（編入学生含む）及び在学生

4. 給付奨学生

- 給付奨学金を受給中の在学生

- 給付奨学金が停止中の在学生 〔適格認定（収入・資産）判定で受給が停止した者など〕



IV. 入学金・前期分授業料減免に関する手続き

1. 給付奨学金の採用候補者に決定している新入生〔第IV区分（理工農）以外の採用候補者〕

1 事前申請・・・入学時

- 本学ホームページより「**入学金及び授業料減免の対象者の認定に関する申請**」を入力し、「**申請者情報登録確認書**」を入学時時に他の入学書類と一緒に提出してください。
- 入学金及び授業料の納付は授業料等減免決定まで猶予されます。

2 給付奨学金の手続き（進学届の提出等）・・・4月上旬

- 詳細は神戸大学ホームページ「日本学生支援機構奨学金」を確認してください。
<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>
- 【重要】給付奨学金の手続きをしないと給付奨学生とならないため、授業料等減免の対象者となりません。入学後必ず給付奨学金の手続きを行ってください。

3 給付奨学金の採否決定・・・5月中旬

- 給付奨学金に採用された場合は5月中旬に初回の奨学金が振り込まれます。ただし、給付奨学金の手続きが遅れた場合は、6月以降になることがあります。
- 授業料等減免の結果は、5月下旬以降に郵送にてお知らせします。
授業料等減免対象者と認定された場合は、入学金と前期分授業料が減免されます。
- 授業料減免額の判定は学期毎に行いますので、前期分の減免額がそのまま後期分に適用される限りではありません。

4 入学金の納付・・・5月下旬

- 授業料等減免結果通知書と一緒に送付した納付書により納付してください。
- 納付書に記載された納付期限までに必ず納付してください。
- 入学時時に入学金を納付された場合は、減免額を返還します。

5 前期分授業料の納付・・・8月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により口座振替ができない場合は、納付書を8月下旬に送付します。
- 既に前期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

6 後期分授業料減免について・・・9月以降

- 後期も継続して授業料減免を受ける手続きについては、「**V. 後期分授業料減免に関する手続き**」を確認してください。

2. 編入前の大学等で給付奨学金を受給していた編入学生

1 事前申請・・・入学時

- 本学ホームページより「**入学金及び授業料減免の対象者の認定に関する申請**」を入力し、「**申請者情報登録確認書**」を入学時時に他の入学書類と一緒に提出してください。
- 入学金及び授業料の納付は授業料等減免決定まで猶予されます。

※1 編入学前の大学等で新制度による入学金減免を受けたことがある場合は、本学入学時における入学金減免を受けることはできません。

2 給付奨学金の手続き（編入学継続手続等）・・・入学時後

- 詳細は日本学生支援機構ホームページ「転学・編入学」を確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengaku.html>

【重要】給付奨学金の手続きをしないと給付奨学生とならないため、授業料等減免の対象者となりません。必ず給付奨学金継続の手続きを行ってください。

3 給付奨学金の採否決定・・・7月上旬

- 授業料等減免の結果は、7月下旬以降に郵送にてお知らせします。
授業料等減免対象者と認定された場合は、入学金※¹と前期分授業料が減免されます。
- 授業料減免額の判定は学期毎に行いますので、前期分の減免額がそのまま後期分に適用されとは限りません。

4 入学金の納付・・・7月下旬

- 授業料等減免結果通知書と一緒に送付した納付書により納付してください。
- 納付書に記載された納付期限までに必ず納付してください。
- 入学時時に入学金を納付された場合は、減免額を返還します。

5 前期分授業料の納付・・・8月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により口座振替ができない場合は、納付書を8月下旬に送付します。
- 既に前期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

6 後期分授業料減免について・・・9月以降

- 後期も継続して授業料減免を受ける手続きについては、「**V. 後期分授業料減免に関する手続き**」を確認してください。

3. 在学採用（春）申請予定者

1

【新入生のみ】事前申請・・・入学手続時

- 本学ホームページより「**入学金及び授業料減免の対象者の認定に関する申請**」を入力し、「**申請者情報登録確認書**」を入学手続時に他の入学手続書類と一緒に提出してください。
- 入学金及び授業料の納付は授業料等減免決定まで猶予されます。

2

給付奨学金申込（申請書類提出）・・・4月上旬

- 詳細は神戸大学ホームページ「日本学生支援機構奨学金」を確認してください。
<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>
 - 新入生（編入学含む）で入学手続時に事前申請を行わなかった者及び在學生については、前期分授業料が4月下旬に引き落としされますが、給付奨学生に採用された場合は、減免額を後日返還します。
- 【重要】給付奨学金の申込みをしないと給付奨学生とならないため、授業料等減免の対象者となりません。必ず給付奨学金の申込みを行ってください。

3

給付奨学金の採否決定・・・7月上旬

- 授業料等減免の結果は、7月下旬以降に郵送にてお知らせします。
授業料等減免対象者と認定された場合は、前期分授業料と新入生は入学金が減免されます。
- 授業料減免額の判定は学期毎に行いますので、前期分の減免額がそのまま後期分に適用される限りません。

4

【新入生のみ】入学金の納付・・・7月下旬

- 授業料等減免結果通知書と一緒に送付した納付書により納付してください。
- 納付書に記載された納付期限までに必ず納付してください。
- 入学手続時に入学金を納付された場合は、減免額を返還します。

5

前期分授業料の納付・・・8月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により口座振替ができない場合は、納付書を8月下旬に送付します。
- 既に前期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

6

後期分授業料減免について・・・9月以降

- 後期も継続して授業料減免を受ける手続きについては、「**V. 後期分授業料減免に関する手続き**」を確認してください。

1 在籍報告・・・4月中旬

- スカラネット上で期限内に「**在籍報告**」を行ってください。
【重要】在籍報告を期限内に行わなかった場合は、給付奨学金・前期分授業料減免ともに支援を停止する場合があります。
- 授業料の納付は授業料減免決定まで猶予されます。

2 適格認定（学業成績）の判定結果通知・・・4月中旬

- 学生ポータルサイト（うりぼーネット）にて通知します。
[うりぼーネットにログイン ➡ 掲示 ➡ 学生呼び出し／お知らせ]の順に進み、一覧の中から「**授業料等減免の適格認定（学業成績）の判定結果について**」を選択して確認してください。

3 前期分授業料減免の結果通知・・・4月下旬

- 学生ポータルサイト（うりぼーネット）にて通知します。
[うりぼーネットにログイン ➡ 掲示 ➡ 学生呼び出し／お知らせ]の順に進み、一覧の中から「**前期分授業料減免の決定について**」を選択して確認してください。

4 前期分授業料の納付・・・8月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により、口座振替ができない場合は、納付書を8月下旬に送付します。
- 既に前期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

5 後期分授業料減免について・・・9月以降

- 後期も継続して授業料減免を受ける手続きについては、「**V. 後期分授業料減免に関する手続き**」を確認してください。

V. 後期分授業料減免に関する手続き

1. 給付奨学生（継続）

1 後期分授業料減免の結果通知・・・10月下旬

- 学生ポータルサイト（うりぼーネット）にて通知します。
[うりぼーネットにログイン ➡ 掲示 ➡ 学生呼び出し／お知らせ]の順に進み、一覧の中から「**授業料等減免の適格認定（収入額・資産額）の判定結果について**」を選択して確認してください。

2 後期分授業料の納付・・・1月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により、口座振替ができない場合は、納付書を1月下旬に送付します。
- 既に後期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

3 翌年度前期分授業料減免について・・・3月以降

- 翌年度前期分の授業料減免手続きについては、本学ホームページ等で案内します。

2. 在学採用（秋）申請予定者

1 給付奨学金申込（申請書類提出）・・・9月中旬

- 詳細は神戸大学ホームページ「日本学生支援機構奨学金」を確認してください。
<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>
- 授業料の納付は授業料減免決定まで猶予されます。

2 給付奨学金の採否決定・・・12月

- 授業料減免の結果は、12月下旬以降に郵送にてお知らせします。
授業料減免対象者と認定された場合は、後期の授業料が減免されます。

3 後期分授業料の納付・・・1月下旬

- 原則として、口座振替により納付いただきます。
- 口座振替の申込みが間に合わないなどの事情により口座振替ができない場合は、納付書を1月下旬に送付します。
- 既に後期分授業料を納付されている場合は、減免額を返還します。

4 翌年度前期分授業料減免について・・・3月以降

- 翌年度前期分の授業料減免手続きについては、本学ホームページ等で案内します。

VI. 注意事項

申請手続きについて

本しおりは、主に入学金及び授業料減免手続きについて記載したものであり、前ページまでの手続き以外にも、給付奨学金の手続きとして、「在籍報告」（4月と10月）があります。奨学金担当の指示に従い、期限内にそれぞれの手続きを行ってください。それぞれの手続きを怠ると、給付奨学金と授業料減免は打ち切りとなります。

適格認定について

(1) 給付奨学金については、年2回の適格認定が行われます。夏季に家計状況、年度末には学業成績により、受給基準を満たすか否かが判定され、この結果に従い次学期の授業料の減免額が決定されます。

(2) 年度末時の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」、「停止」、「警告」という措置が行われます。

● 廃止

「廃止」となった場合は、次年度以降の授業料減免及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできません。

● 警告

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。

「警告」後最初の適格認定（学業）において「警告」となった場合は、「廃止」となります。

ただし、2回目の「警告」の理由が、「GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみによる場合は、「停止」となります。

● 停止

「停止」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。

「停止」後最初の適格認定（学業）において「警告」又は「廃止」に該当しない場合は、次年度以降の授業料減免及び給付奨学金が受けられます。

著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取消され（遡及取消）、受給済みの給付奨学金の返還を求められます。また、授業料減免においても、減免された授業料を徴収します。

(3) 支援の打ち切りについて

- 次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切り、受給済みの給付奨学金の返還や減免された授業料の徴収を求めます。

① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者

② 退学・停学（無期限又は3か月以上のものに限る。）の懲戒処分を受けた者

- 3か月未満の停学及び謹慎（訓告）の懲戒処分を受けた場合も支援を停止します。

支援停止期間は、停学の場合は停学期間、謹慎（訓告）の場合は1か月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開します。

学籍異動（休学・退学）、留学について

- (1) 休学・退学する場合は、給付奨学金に関する所定の手続きを必ず行ってください。
- (2) 休学した場合、復学後、休学期間分は授業料減免の対象となります。
- (3) 在籍したまま留学する場合も、新制度による授業料減免の対象となります。ただし、新制度の支援は標準修業年限までなので、卒業延期となった場合、標準修業年限以降は新制度による授業料減免の対象となりません。

併給不可の民間奨学金について

民間奨学金団体から併給不可の奨学金を受給している者であっても、新制度の申請資格を満たしている場合、新制度による授業料等減免を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、給付奨学生に採用される必要があります（授業料等減免のみの申請は受け付けていません）。

日本学生支援機構の給付奨学金申請時（日本学生支援機構の給付奨学金採用後に民間奨学金に採用された場合は、民間奨学金採用後）に、給付奨学金の停止手続きを行ってください。それにより給付奨学金の受給は停止されますが、給付奨学生としての身分は維持され、支援区分に応じた授業料等減免が受けられます。

ただし、給付奨学金に関する継続手続（在籍報告等）は、その都度必ず行ってください。

Ⅶ. 問い合わせ先

本しおりの内容にご質問等のある場合は、下記宛先までメールでお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際には、メール本文に「所属学部又は研究科」、「学籍番号または受験番号」、「氏名」、「問い合わせ概要（入学料免除、授業料免除 など）」を明記してください。

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（免除担当）

メールアドレス： stdnt-shogakushien[at]office.kobe-u.ac.jp（※[at]を@に変換してください。）



Ⅷ. 個人情報の取扱いについて

1. 申請にあたって提出いただいた個人情報は、本学が実施する入学金・授業料の減免及び経済支援を行う目的に利用させていただきます。
2. 上記の個人情報は、個人が特定できないよう処理したうえで、統計資料の作成に利用させていただきます。

学生別申請可能な入学科・授業料免除等制度申請一覧

学部生		神戸大学授業料等免除制度			
		高等教育修学支援新制度による 授業料等減免制度			
		入学科	授業料	入学科	授業料
		免除のみ	免除のみ	免除	徴収猶予
		● 【授業料等減免申請以外に、 日本学生支援機構給付奨学金にも必ず申請】			
日本人等学生 ^(注1) で高等教育修学支援新制度の申請資格を有する者 ^(注2) 【注1,2参照】					
外国人留学生 ^(注4) 、又は日本人等学生 ^(注1) で高等教育修学支援新制度の申請資格を有しない者 ^(注3) 【注1,3,4,5参照】				●	● 【家計急変 ^(注5) 】

『高等教育の修学支援新制度』（以下、『新制度』）は、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第八号）及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関に在籍する日本人等の学部生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象として、国の統一基準により令和２年度から実施された新たな経済的支援制度です。

注１．日本人等学生とは、①日本国籍を有する者、②法定特別永住者として本邦に在留する者、③永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると学長が認めた者 のことを言います。

注２．高等教育修学支援新制度の申請資格を有する者とは、①高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学入学までに２年を経過していない者、②高卒認定試験に合格（ただし、受験資格取得年度初日から合格までに５年を経過していないこと。（５年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。））した年度の翌年度の末日から本学入学までに２年を経過していない者、③個別入学資格審査を経る場合にあっては２０歳に達した年度の翌年度の末日までに本学に入学した者、④転学・編入学にあっては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに１年を経過していない者 のことを言います。

注３．高等教育修学支援新制度の申請資格を有しない者とは、注２に該当しない者に加えて、学士入学・学士編入学による入学者のことを言います。

注４．外国人留学生には、在留資格「留学」で在籍する者のほか、注１の②～④に示す以外の在留資格（家族滞在など）で在籍する者も含みます。

注５．家計急変とは、風水害等の災害により家計が急変し授業料の納付が困難になった者のことを言います。

大学院学生						
	高等教育修学支援新制度による 授業料等減免制度			神戸大学授業料等免除制度		
	入学料	授業料		入学料		授業料
	免除のみ	免除のみ		免除	徴収猶予	免除のみ
大学院学生（外国人留学生を含む）						
				●	●	●